

改正

平成17年3月28日規則第13号
平成29年9月12日規則第25号
令和3年4月21日規則第12号
令和4年7月5日規則第24号
令和4年10月6日規則第32号

守口市都市公園条例施行規則

守口市都市公園条例施行規則（昭和52年守口市規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、守口市都市公園条例（昭和52年守口市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（独占使用の申請）

第2条 条例第4条の規定により公園の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3月前から7日前までに、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、有料公園施設に係る使用にあっては、21日前からとする。

（許可書の交付）

第3条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適正と認めたときは、許可書を交付する。

2 前項の規定は、条例第8条第2項又は第9条第2項の規定により提出された申請書について準用する。

（期間の更新）

第4条 条例第8条に規定する公園施設の設置若しくは管理又は条例第9条に規定する公園の占用の許可を受けた者が、許可期間満了後引き続き同条件で当該許可を受けようとするときは、許可期間満了前10日までに申請書を提出し、許可を受けなければならない。

（使用料の徴収）

第5条 条例第9条の3の規定による使用料の徴収については、納入通知書により行う。

（使用料の減免）

第6条 条例第9条の4の規定により使用料の減免をすることができる範囲は、次の各号の定めるところとする。

- （1） 国又は地方公共団体が行う事業に係るもの
- （2） 公共団体が設ける水道管及び下水道管
- （3） 難視聴対策を目的とする有線テレビジョン放送施設
- （4） 占用物件たる電柱及び電話柱を支えるために、許可を受け設置する支線及び支柱
- （5） PHS無線基地
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認めるもの

（減免の割合）

第7条 前条の規定により使用料を減額し、又は免除する割合は、次の各号の定めるところとする。

- （1） 前条第1号から第4号まで 免除
- （2） 前条第5号 2分の1
- （3） 前条第6号 市長が別に定める割合

（減免申請）

第8条 条例第9条の4の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公園使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（有料公園施設の許可）

第9条 条例第15条の許可は、使用券の交付により行うものとする。

（有料公園施設の使用時間及び休業日）

第10条 有料公園施設の使用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、有料公園施設の使用時間及

び休業日を変更することができる。

(使用料の徴収方法)

第11条 市長は、第9条の使用券の交付の際、使用料を徴収する。

(附属設備その他器具備品等の使用料)

第12条 条例第17条第2項の規定による附属設備その他器具備品等の使用料は、別表第2に定める額とする。

(使用料の減免)

第13条 条例第18条に規定する使用料の減免は、次のとおりとする。

(1) 市が公用に使用するとき又は市が主催する競技のため使用するとき 免除

(2) 市内に居住する小学生及び中学生並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳、療育手帳制度による療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を交付されている者で構成する団体が使用する場合で、市長が特に認めるとき。ただし、営利目的での使用は除く。 5割減額

(3) その他特に市長が、減免すべき理由があると認めるとき 免除又は減額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、条例別表第3に定める多目的球技場の夜間照明設備、テニスコート(屋外)の夜間照明設備及び駐車場並びに前条に規定する附属設備その他器具備品等の使用料については、第1項第1号及び第2号の規定は適用しない。

(使用料の還付)

第14条 条例第19条ただし書に規定する使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 条例第19条第1号又は第2号に該当し、許可された使用時間の2分の1以上使用できなかったとき 利用している者に限り既納の使用料の全額

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出て相当の理由があると認めるとき 取り消した人数分の5割の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、領収書等市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者に係る読替え)

第15条 条例第20条第1項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合においては、第2条、第3条、第11条、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と読み替えるものとする。

2 条例第21条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、第11条から第13条まで、前条及び第18条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第16条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等(法第27条第5項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(遵守事項)

第17条 有料公園施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 係員の指示に従うこと。

(2) その他管理上支障のある行為をしないこと。

(申請書等)

第18条 公園の使用等の許可を受けようとする者が提出する申請書は、次のとおりとする。

(1) 条例第4条第2項に規定する申請書 公園内制限行為変更・許可申請書

(2) 条例第8条第2項第1号に規定する申請書 公園施設設置許可申請書

(3) 条例第8条第2項第2号に規定する申請書 公園施設管理許可申請書

- (4) 条例第9条第2項第1号に規定する申請書 公園占用許可申請書
 - (5) 条例第8条第2項第3号又は条例第9条第2項第2号に規定する申請書 変更許可申請書
 - (6) 第13条第2項に規定する申請書 使用料減免申請書
 - (7) 第14条第2項に規定する申請書 使用料還付申請書
- 2 工事完了等の届出をする者が提出する届書は、次のとおりとする。
- (1) 条例第12条第1号、第3号又は第4号に規定する届書 工事完了届
 - (2) 条例第12条第2号に規定する届書 廃止届
 - (その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までの規定は、平成9年5月3日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日規則第13号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条から第8条までの規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月12日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(守口市営テニスコート条例施行規則の廃止)
- 2 守口市営テニスコート条例施行規則(平成6年守口市規則第12号)は、廃止する。
(守口市児童公園条例施行規則の一部改正)
- 3 守口市児童公園条例施行規則(平成17年守口市規則第14号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (令和3年4月21日規則第12号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月5日規則第24号)

この規則は、守口市都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年守口市条例第20号)附則の規則で定める日から施行する。

附 則 (令和4年10月6日規則第32号)

この規則は、守口市都市公園条例の一部を改正する条例(令和4年守口市条例第29号)第4条の規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

公園	有料公園施設	使用時間	休業日
大枝公園	多目的球技場	午前8時から午後9時まで	12月29日から翌年1月3日まで
	テニスコート		
	バスケットボールコート		
	フットサルコート		
	相撲場		
	パークセンター会議室		
	駐車場	終日	なし
よつば未来公園	駐車場	終日	なし

別表第2 (第12条関係)

種類	単位	金額
スコアボード	1時間	1,000円
審判室及び放送施設	1時間	1,000円
更衣室	1時間	800円
シャワー	1回	100円
コインロッカー	1回	100円

備考

- 1 スコアボード並びに審判室及び放送施設は、多目的球技場に係る条例第15条の許可を受けた者が使用できるものとする。
- 2 更衣室、シャワー及びコインロッカーは、条例第15条の許可を受けた者が使用できるものとする。
- 3 この表に定める更衣室の金額は、更衣室を占有して使用する場合に適用する。